

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係る審査基準の改定について

1 改定の理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号）の規定のうち、風俗営業等の不許可事由の追加に係る規定が令和7年11月28日付けで施行されることに伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に係る審査基準の改定を行うもの

2 改定内容

風俗営業又は特定遊興飲食店営業の審査基準について、許可等に係る法第4条第1項第3号、第7号及び第13号の基準を定めるとともに、参照として示す法令の規定の解釈を示した風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準発出日等を改定する

3 対象となる審査基準

- (1) 風俗営業の許可（第3条第1項）
- (2) 風俗営業の相続の承認（第7条第1項）
- (3) 風俗営業者たる法人の合併の承認（第7条の2第1項）
- (4) 風俗営業者たる法人の分割の承認（第7条の3第1項）
- (5) 営業所の構造又は設備の変更の承認（第9条第1項）
- (6) 特例風俗営業者の認定（第10条の2第1項）
- (7) 遊技機の増設、交替その他の変更の承認（第20条第10項において準用する第9条第1項）
- (8) 特定遊興飲食店営業の許可（第31条の22）
- (9) 特定遊興飲食店営業の相続の承認（第31条の23において準用する第7条第1項）
- (10) 特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認（第31条の23において準用する第7条の2第1項）
- (11) 特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認（第31条の23において準用する第7条の3第1項）
- (12) 営業所の構造又は設備の変更の承認（第31条の23において準用する第9条第1項）
- (13) 特例特定遊興飲食店営業者の認定（第31条の23において準用する第10条の2第1項）

4 施行日

令和7年11月28日